

# 農業施設（加工センター・共同作業所）再編行動計画（案）

## 1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、農業施設（加工センター・共同作業所）の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

## 2. 再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、地域の農林産品の開発や経営技術の改善、農産加工品の高付加価値化による販路拡大などにより、農業生産の向上を通じて、郡上市における農業振興を図る拠点として市が設置する八幡、白鳥、高鷲、美並、明宝、和良の6地域の10施設を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

加工センター・共同作業所は、特産品などの生産・販売を通じて、地域経済の活性化や雇用創出などに寄与するとともに、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する施設となっていますが、施設で行われていることが地域特産品などの生産加工が主であり、事業者の生産活動・生業を通じて収益を上げており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設の配置や経営状況、農業施策のあり方を含め、対象施設の状況等について再検証します。

### （1）対象施設の状況（詳細は、適正配置計画 185～194 ページを参照してください。）

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営 形態	指定管理期間
				機能	施設		
①八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟	八幡	25	165.50	継続	譲渡	指定管理	R3.4.1～R6.3.31
②白鳥ふれあいの館	白鳥	25	127.94	検討	検討	指定管理	R3.4.1～R8.3.31
③白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）	白鳥	17	90.72	検討	検討	指定管理	R3.4.1～R8.3.31
④白鳥ふるさと食品加工伝承施設	白鳥	25	147.00	継続	譲渡	指定管理	R3.4.1～R6.3.31
⑤高鷲農畜産物処理加工施設	高鷲	18	633.24	継続	譲渡	指定管理	R3.4.1～R6.3.31
⑥美並基幹集落センター	美並	39	623.00	検討	検討	直営	
⑦美並農村女性の家（農産加工所含む）	美並	34	233.56	検討	検討	直営	
⑧明宝農産物加工場（明宝レディース）	明宝	22	550.00	継続	譲渡	指定管理	R3.4.1～R6.3.31
⑨和良農産物加工施設	和良	21	179.98	継続	譲渡	指定管理	R3.7.2～R7.3.31
⑩和良農林産物生産施設	和良	20	6,251.84	継続	譲渡	指定管理	R3.4.1～R6.3.31

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年（令和元年）現在

## (2) 郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

加工センター・共同作業所は郡上市の地場産の特産品の販売により直接の売上高が約 587,000 千円となっており、新たな雇用を創出（100 人）するなど地域経済の振興、地域の活性化に寄与していることから、引き続き機能の継続は必要です。

しかしながら、農業振興・産業振興の支援の一環として市が設置・保有してきたものの、すでに設置から 20 年以上経過して経営が安定してきていること、事業者の生産活動・生業に関わることであり、事業者が主体的に施設を運営することが望ましく、行政の役割は、事業者の活動を支援する施策に重心を移す中で、これら施設については、現在の指定管理者等への譲渡について検討が必要となっています。検討にあたっては、適正配置計画策定後に生じた新型コロナウイルス感染症により、利用者の減少により経営が厳しい状況となっている状況にも配慮が必要です。

こうしたことから、適正配置計画では加工センター・共同作業所について以下の考え方を基本として、全体的な再編・再配置を進めることとしています。

郡上市の特産品などの生産・販売を通じて、地域経済の活性化や雇用創出などに寄与するとともに、一部施設は地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

ただし、当該分野の施設の多くが既に開設から 20 年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの生産加工が主であり、事業者の生産活動・生業を通じて収益を上げており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での実施内容や経営状況を精査し、農業振興のための施策のあり方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修のあり方を含め協議を進めます。

## (3) 対象施設の利用実態及び課題（令和元年度）

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において、個々の施設の最終的な再編の取組みの妥当性を検証するため、現時点（令和元年度実績）における各加工センター・共同作業所で実施している施策や事業内容、及び課題について整理します。

### ① 八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟

八幡地域で農産物を加工・販売し、隣接する民間のオートキャンプ場と一体的に運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から 25 年経過。</li> <li>・多目的研修室、農産物加工室で構成し、隣接する民間のオートキャンプ場と一体的に経営</li> </ul>
営業日・営業時間	・年末年始と火曜日を除く毎日、8 時 30 分から 22 時まで
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約 550 人</li> <li>・農産物加工室は定期利用していた加工グループが解散したため利用率が減少している。新たな団体も利用を始めたが、本格稼働ではないため利用率は低下している。</li> <li>・隣接するキャンプ場の管理棟として利用されている。（キャンプ場年間利用区画数 1,415 区画、4,147 人）</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 270 千円、農産物加工室の利用料金等の収入 350 千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 10 名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献</li> <li>・隣接するキャンプ場を含めた売上 750 千円</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動への貢献</li> <li>・隣接するキャンプ場利用者を含め 4,000 人以上の利用があり、地域の活性化に貢献している。</li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面</li> <li>・農産加工施設や販売所を備え、地域活性化の拠点となっていることから、機能は今後も必要</li> <li>●施設面</li> <li>・耐震基準を満たしているものの、築 25 年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> <li>●管理運営面</li> <li>・隣接する民間のオートキャンプ場と一体の施設である。キャンプ場の運営は地元組合が実施していること、農産加工所は農産加工団体が物販等により収入を得て運営し、安定した経営を行っていることから、譲渡について施設の改修のあり方を含めて協議が必要</li> </ul>

## ② 白鳥ふれあいの館

白鳥地域で飲食物を販売し、隣接する道の駅と一体的に運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から 25 年経過。</li> <li>・販売所のみで、隣接する道の駅と一体的に経営</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始（12 月 31 日から 1 月 1 日）と火曜日を除く毎日、8 時 30 分から 18 時まで</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約 12,500 人</li> <li>・販売施設のみで、手作りの飲食物をテイクアウトで販売</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 8,280 千円、物品販売などの収入は約 7,210 千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 4 名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献</li> <li>・人件費による還元 2,500 千円</li> <li>・仕入れ等による還元 1,690 千円</li> <li>・租税公課による還元 0 千円</li> <li>●地域活動への貢献</li> <li>・道の駅を構成する施設であり、地域の活性化、地域特産物の販売に寄与している</li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面</li> <li>・道の駅と一体的な物販施設であり、地域経済の活性化にとって機能の継続は必要</li> <li>●施設面</li> <li>・耐震基準を満たしているものの築 25 年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> <li>●管理運営面</li> <li>・経営が安定し、民間の自立した運営も可能であり、市の関わり方の方向性を踏まえ、施設の譲渡を含め管理運営のあり方について検討が必要</li> </ul>

## ③ 白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）

白鳥地域で飲食物を販売し、隣接する道の駅と一体的に運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から 16 年経過。</li> <li>・販売所のみで、隣接する道の駅と一体的に経営</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始（12 月 31 日から 1 月 1 日）と火曜日を除く毎日、8 時 30 分から 18 時まで</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約 28,000 人</li> <li>・そば打ちの実演や調理等をして提供</li> </ul>

管理運営方法・ 管理運営費・ 事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度で管理運営</li> <li>指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 12,110 千円、 物品販売などの収入は約 12,520 千円</li> <li>市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 8 名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>人件費による還元 4,630 千円</li> <li>仕入れ等による還元 1,900 千円</li> <li>租税公課による還元 0 千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅を構成する施設であり、地域の活性化、地域特産物の販売に寄与している</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅と一体的な物販施設であり、地域経済の活性化にとって機能の継続は必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの築 16 年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>経営が安定し、民間の自立した運営も可能であり、市の関わり方の方向性を踏まえ、施設の譲渡を含め管理運営のあり方について検討が必要</li> </ul> </li> </ul>

#### ④ 白鳥ふるさと食品加工伝承施設

白鳥地域に設置し、地域の農産物等加工等を行い、特産品を販売しています。

施設状況・ 施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>新耐震基準で建設し、建築から 25 年経過。</li> <li>農産物・山菜の加工・販売と伝統食品の加工技術を伝承するための施設</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>年末年始と土日祝日を除く毎日、9時から17時までで、実質は加工作業があるときのみ使用</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間利用回数 110 回</li> <li>令和 2 年度まで地元の食品加工組合が食品加工事業で活用していたが、令和 3 年度からは利用しないこととなった</li> </ul>
管理運営方法・ 管理運営費・ 事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度で管理運営</li> <li>指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 500 千円、 物品販売などの収入は 0 千円</li> <li>市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 0 名 <ul style="list-style-type: none"> <li>※令和 2 年度まで地元の食品加工組合が食品加工事業で活用していたが、令和 3 年度からは利用しないこととなったため</li> </ul> </li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用していた加工組合が利用しなくなったため、直接的な地域貢献度は低い</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな活用方法、今後の在り方について検討が必要</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>地元組合が利用する農産加工施設であったが、利用しないこととなったため、新たな活用方法、今後のあり方について検討が必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震基準を満たしているものの築 25 年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>経営権及び施設の譲渡について施設の改修のあり方を含め協議が必要</li> </ul> </li> </ul>

### ⑤ 高鷲農畜産物処理加工施設

高鷲地域に設置し、地域の農産物等特産品を加工販売しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から18年経過。</li> <li>・農産物販売所、加工施設、見学者通路等で構成</li> </ul>
営業日・営業時間	・年末年始（12月31日から1月1日）を除く毎日、8時から17時まで
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約64,000人</li> <li>・高付加価値を付けた特産加工品を製造し、ひるがの高原SAに安定供給しているほか、直売所を併設して販売も実施</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約224,190千円、物品販売などの収入は約238,280千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> <li>・施設利用料として1,370千円を市へ納付</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 26名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費による還元 71,000千円</li> <li>・仕入れ等による還元 46,700千円</li> <li>・租税公課による還元 306千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元食材を加工販売するとともに、ひるがの高原SAにも特産品として供給するなど、地域の活性化、地域特産物の販売に寄与している</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元食材を加工し、ひるがの高原SAに供給して安定した経営を行い、地域経済の活性化に寄与しており機能は今後も必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築18年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元法人（元第3セクター）が生産活動を行うために設置された施設であり現状としても同法人が地元食材を加工し、ひるがの高原SAに供給して安定した経営を行っている</li> <li>・経営権及び施設の譲渡について施設の改修のあり方を含め協議が必要</li> </ul> </li> </ul>

### ⑥ 美並基幹集落センター

美並地域に設置し、市直営施設として運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしておらず、建築から39年経過。</li> <li>・集会室、商品開発室、健康管理室、教養室、農産加工室、営農相談室、図書室、事務室、浴室、農産物販売所、加工施設、見学者通路等で構成</li> <li>・美並農村女性の家と隣接</li> </ul>
営業日・営業時間	・毎日8時30分から22時まで
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約3,900人</li> <li>・地域のコミュニティ施設として利用されているほか、農産加工室では、美並地域の農産加工組合が農産加工品（もち）の生産販売活動を実施</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営は市直営</li> <li>・市が支出する管理運営費の総額は約581千円、施設使用料などの収入は約279千円</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ施設、地元のサークルやクラブ活動の場として、地域住民の生きがいつくりの場として活用されている。農産加工品（もち）の加工施設としても地域住民から活用されている</li> </ul> </li> </ul>

課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティの機能については、利用実態を踏まえ、地域内の他の公共施設へ移転し継続することが必要</li> <li>・農産加工施設としての機能は、当該施設の必要性や経営主体のあり方について検討が必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は耐震基準を満たしておらず、建築から 39 年経過し老朽化が進んでいること、当該施設の立地場所が土砂災害警戒区域にかかっていることを踏まえ、廃止に向けた協議が必要。</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の直営施設</li> </ul> </li> </ul>
-----	--

### ⑦ 農村女性の家

美並地域に設置し、市直営施設として運営しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から 34 年経過。</li> <li>農産物加工室、健康増進室、加工相談室、農産物加工所で構成</li> <li>・美並基幹集落センターと隣接</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日 8 時 30 分から 22 時まで</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間利用者数約 500 人</li> <li>・美並地域の農産加工組合や市民が農産加工品（もち・みそ・こんにやく・梅干し・らっきょ）の生産販売活動を実施するほか、地域のコミュニティ施設として利用</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営は市直営</li> <li>・市が支出する管理運営費の総額は約 356 千円、施設使用料などの収入は約 14 千円</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動への貢献</li> <li>・美並地域の農産加工組合や市民が農産加工品（もち・みそ・こんにやく・梅干し・らっきょ）の加工を行い、特産品の生産拠点となっている。</li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産加工施設としての機能は、当該施設の必要性や経営主体のあり方について検討が必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は耐震基準を満たしているものの、建築から 34 年経過し老朽化が進んでいること、当該施設の立地場所が土砂災害警戒区域にかかっていることを踏まえ、廃止に向けた協議が必要。</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の直営施設</li> </ul> </li> </ul>

### ⑧ 明宝農産物加工場（明宝レディース）

明宝地域に設置し、地域の農産物等特産品を生産販売しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から 22 年経過。</li> <li>・仕出し加工室、貯蔵室、冷蔵室、冷凍室、原材料置場及び洗場、包装室、調理加工室等で構成</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始と土日を除く毎日、8 時から 22 時まで</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間施設稼働日数約 260 日</li> <li>・地域内で生産される夏秋トマトの規格外品を使ったトマトケチャップやきゅうらぶき、赤かぶなどの農産加工品を中心に製造・販売</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 76,240 千円、物品販売などの収入は約 69,710 千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>

事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 11名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費による還元 25,450千円</li> <li>・仕入れ等による還元 12,000千円</li> <li>・租税公課による還元 0千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元食材を加工販売することにより地域の活性化、地域特産物の販売に寄与している</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の食材を加工・製造し、地域経済の活性化に寄与していることから今後も必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築22年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営は安定していること、施設は耐震基準を満たしていることから、経営権及び施設の譲渡について、国庫補助金の財産処分の規定に照らし協議が必要</li> <li>・新型コロナウイルス感染症による売上げの減少が大きな課題</li> <li>・施設譲渡をした場合、固定資産税等が負担となり管理団体の経営を圧迫する恐れがある。</li> </ul> </li> </ul>

### ⑨ 和良農産物加工施設

和良地域に設置し、地域の農産物等特産品を生産しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から21年経過。</li> <li>・加工室、貯蔵室、資材置き場、原料倉庫等で構成</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始と土日を除く毎日、8時30分から17時まで</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間施設稼働日数約260日</li> <li>・主に漬物、長寿団子等の名産品の生産と地元農作物を利用した特産品の開発を実施</li> <li>・加工・製造したものを地元の道の駅にて販売</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約31,110千円、物品販売などの収入は約30,890千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 6名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費による還元 8,370千円</li> <li>・仕入れ等による還元 18,000千円</li> <li>・租税公課による還元 0千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元食材を加工販売することにより地域の活性化、地域特産物の販売に寄与している</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の食材を加工・製造し、地域経済の活性化に寄与していることから今後も必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築21年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営も安定していること、施設も耐震基準を満たしていることから、経営権及び施設の譲渡について協議が必要</li> <li>・新型コロナウイルス感染症による売上げの減少が大きな課題</li> <li>・施設譲渡をした場合、固定資産税等が負担となり管理団体の経営を圧迫する恐れがある。</li> </ul> </li> </ul>

### ⑩ 和良農林産物生産施設

和良地域に設置し、地域の農林産物等特産品を生産しています。

施設状況・施設構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準で建設し、建築から20年経過。</li> <li>・管理棟、コンポスト生産棟、原料倉庫棟、栽培ハウス12棟で構成</li> </ul>
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始と土日を除く毎日、8時30分から17時まで</li> </ul>
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間施設稼働日数約250日</li> <li>・キクラゲ、シイタケの菌床ブロック等の製造と生産を行っている。</li> </ul>
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度で管理運営</li> <li>・指定管理者が支出する管理運営費の総額は約235,459千円、物品販売などの収入は約227,827千円</li> <li>・市からの指定管理料の支出なし</li> <li>・施設利用料として2,256千円を市へ納入</li> </ul>
事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の雇用の創出 33名</li> <li>●事業展開に伴う直接的な地域経済への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費による還元 45,550千円</li> <li>・仕入れ等による還元 160,000千円</li> <li>・租税公課による還元 0千円</li> </ul> </li> <li>●地域活動への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元農林産物を加工販売することにより地域の活性化、地域特産物の販売に寄与している</li> </ul> </li> </ul>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機能面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の農林産物の生産施設で、地域経済の活性化に寄与していることから今後も必要</li> </ul> </li> <li>●施設面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準を満たしているものの築20年が経過しており、継続使用するための改修が必要</li> </ul> </li> <li>●管理運営面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営も安定していること、施設も耐震基準を満たしていることから、経営権及び施設の譲渡について協議が必要</li> </ul> </li> </ul>

## 3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の農業施設（加工センター・共同作業所）のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

### （1）全体的な方向性について

適正配置計画に示すとおり、市が設置する加工センター・共同作業所は、特産品などの生産・販売を通じて、地域経済の活性化や雇用創出などに寄与するとともに、一部施設は地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

しかしながら、当該分野の施設については、既に開設から10～20年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの販売であり、事業者の生産活動・生業を通じて収益をあげており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での実施内容や経営状況、新型コロナウイルス感染症による影響、その他第三者に及ぶ諸条件等を精査し、現在の指定管理者等への譲渡について協議を進めます。



## (2) 全体の方向性を踏まえた各施設個別の課題と取組みについて

### ① 八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 農業振興施設としての機能を継続するものの、安定した経営を行っていることから、施設の譲渡について改修のあり方を含め協議します。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 25 年経過しています。農産物の加工販売による収入も見込まれることから、指定期間終了（令和 5 年度末）までに、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め現在の指定管理者と協議を進めます。

### ② 白鳥ふれあいの館

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 道の駅を構成する施設のため、施設の位置づけ、市の関わり方について検討し、その結果に基づき、経営権及び施設の譲渡を含め、今後のあり方について検討します。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 25 年経過しています。道の駅を構成する施設であることから、指定期間終了（令和 7 年度末）までに、施設の方向性を検討したうえで、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め関係機関及び現在の指定管理者と協議を進めます。

### ③ 白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 道の駅を構成する施設のため、施設の位置づけ、市の関わり方について検討し、その結果に基づき、経営権及び施設の譲渡を含め、今後のあり方について検討します。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 17 年経過しています。道の駅を構成する施設であることから、指定期間終了（令和 7 年度末）までに、施設の方向性を検討したうえで、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め関係機関及び現在の指定管理者と協議を進めます。

### ④ 白鳥ふるさと食品加工伝承施設

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 地元組合への経営権・施設の譲渡について、施設の改修のあり方を含め協議を進めます。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 25 年経過しています。現在未使用であり、新たな活用を含め、今後のあり方について検討します。

### ⑤ 高鷲農畜産物処理加工施設

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 地元法人への経営権・施設の譲渡について、施設の改修のあり方も含め協議を進めます。

#### 【行動計画】

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 18 年経過しています。特産品の加工販売による収入も見込まれることから、指定期間終了（令和 5 年度末）までに、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め現在の指定管理者と協議を進めます。

⑥ 美並基幹集落センター

⑦ 美並農村女性の家

**【適正配置計画における対応方針】**

○ コミュニティ施設としての機能は他の公共施設へ移転する一方、農産加工施設としての施設及び機能については、市が関与する必要性や度合い、経営主体のあり方を含めて検討します

- 美並基幹集落センターは、旧耐震基準の施設で、耐震診断・耐震改修工事は未実施であり、建築から約 40 年経過し老朽化が顕著となっています。美並農村女性の家は、耐震基準を満たしていますが、建築から 30 年以上経過し老朽化が進んでいます。両施設は隣接し、いずれも土砂災害警戒区域に立地しています。両施設には農産物加工室や農産物販売所が設置され、地元農産加工組合等が農産加工品の生産販売を実施していますが、利用の多くは地域のコミュニティの場として使用されていることから、地元自治会などの関係機関と廃止を含め施設のあり方を検討します。

⑧ 明宝農産物加工場（明宝レディース）

**【適正配置計画における対応方針】**

○ 国庫補助金の財産処分の規定に照らし、地元法人への経営権及び施設の譲渡について協議します。

**【行動計画】**

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 22 年経過しています。農産物の加工販売による収入も見込まれることから、指定期間終了（令和 5 年度末）までに、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め現在の指定管理者と協議を進めます。

⑨ 和良農産物加工施設

**【適正配置計画における対応方針】**

○ 道の駅で物産販売している事業者の生産加工施設となっていることから、経営権及び施設の譲渡について協議します。

**【行動計画】**

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 25 年経過しています。和良地域では、地域経済の活性化を図るため、新たな地域経営組織（会社法人）を立ち上げ、観光産業振興の拠点施設となる道の駅和良を中心に、関連する施設を含めた管理運営を行っています。新たな地域経営組織と、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め協議を進めます。

⑩ 和良農林産物生産施設

**【適正配置計画における対応方針】**

○国庫補助金の財産処分の規定に照らし、経営権及び施設の譲渡について協議します。

**【行動計画】**

- 施設は耐震基準を満たし、建築から 20 年経過しています。農産物の生産・加工・販売による収入も見込まれることから、指定期間終了（令和 5 年度末）までに、施設・経営の譲渡について、施設の修繕等のあり方を含め現在の指定管理者と協議を進めます。

### (3) スケジュール (ロードマップ)

施設名等		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度から R10 年度
全体事項	施設の現況、経営状況の精査	→→→ 施設の実施事業や 経営状況等を精査				
	経営権及び施設の譲渡の協議	→→→ 経営権及び施設の譲渡の仕組みづく り、譲渡の協議		→→→→→→→ 譲渡の協議((指定管理期間終了まで))		
	ソフト事業による農業振興施策の あり方検討	→→→ ソフト事業を中心とする農業振興策の 検討				
①八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟	→→→ 経営権及び施設の譲渡の協議 (指定期間終了のR5 年度末)			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
②白鳥ふれあいの館 ③白鳥農畜産物処理加工施設 (そば工房源助さん)	→→→ 施設の方向性の検討と道の駅との関連性の精査、譲渡の協議				→→→→→→→ 検討・協議結果に 基づく対応	
④白鳥ふるさと食品加工伝承施設	→→→ 施設の方向性、廃止を含めた今後の施設のあり方の検討				→→→→→→→ 検討結果に基づく対応	
⑤高鷲農畜産物処理加工施設	→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑥美並基幹集落センター ⑦美並農村女性の家	→→→ コミュニティ機能の移転、農産加工機 能及び経営のあり方検討			→→→→→→→ あり方検討結果に基づく対応		
⑧明宝農産物加工場 (明宝レディース)	→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑨和良農産物加工施設	→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑩和良農林産物生産施設	→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		

## 4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議のうえ合意形成を図り、令和 10 年度までの再編を図ります。

### (1) 諸課題への対応

#### ① 施設譲渡の仕組みづくり

国費を投入している施設の譲渡にあたっては、国の財産処分の特例措置（建築から 10 年経過し、用途は継続し、無償譲渡の場合は国庫補助金の返還を免除）に基づき、無償譲渡とします。

農業施設では、地元の団体が特産品等を加工・販売して地域の活性化に寄与していることから、引き続き安定した事業運営を継続できるように、施設の譲渡にあたって、一定の改修等の措置を講じたうえで譲渡するとともに、将来、施設を除却する際の負担のあり方等についてもルール化しておく必要があることから、施設譲渡の仕組みを策定します。

## ② 施設の利用状況の精査と経営状況の確認

各施設の利用状況について、稼働状況を含めて精査し、施設の必要性について検証するとともに、各施設で行っている加工・販売等の実績を把握し、新型コロナウイルス感染症の影響も含めて、経営状況について精査します。

## ③ 農業振興のための施策のあり方の検討

これまで農業振興支援策の一環として地域の特産品等を加工・販売するため各種施設を、国庫補助金を活用して整備・提供し、事業者の生産活動を支援してきました。しかしながら、建設から 20 年程度経過し経営も安定している事業者も見受けられること、国庫補助制度も見直しされていることから、施設整備を中心とした農業振興策を見直し、施設を活用して事業を継続するための施策へ軸足を移し、新たな支援策について検討します。

## (2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。令和 5 年 4 月以降、関係団体への説明会を早期に開催するほか、下記の諸団体との協議をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
利用団体	行動計画の内容と今後の進め方など
自治会	行動計画の内容と今後の進め方、移転先、管理、譲渡等
指定管理者	行動計画の内容と今後の進め方など

### 参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、 施設運営管理統括	農林水産部 農務水産課 各振興事務所
主幹課 (施設利用)	指定管理者との協議・調整	農林水産部 農務水産課、商工観光部 観光課、 各振興事務所
	関係機関との協議・調整	農林水産部 農務水産課、商工観光部 観光課、 各振興事務所
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	譲渡の条件設定	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)